

## みどりのまち親愛 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人親愛会（以下「事業者」という。）が開設する介護老人福祉施設「みどりのまち親愛」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入居者に対し、適正な介護老人福祉施設サービス（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

### (事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 従業者は、入居者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 みどりのまち親愛
- (2) 所在地 埼玉県川越市中台南2丁目15番地10
- (3) ユニット数及びユニットごとの入居定員
  - 一 ユニット数 9ユニット
  - 二 ユニットごとの入居定員 10名

### (施設の職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人  
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1人以上  
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

- (4) 看護職員 3人以上  
看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 介護職員 34人以上  
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- (6) 管理栄養士 1人以上  
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1人以上  
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- (8) 調理員 1人以上  
調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
- (9) 運転手 1人以上  
運転手は、入所者の送迎を行う。
- (10) 事務職員 1人以上  
事務職員は、必要な事務を行う。
- (11) 介護支援専門員 1人以上  
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入居の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。
- (2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
  - ア 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、日常生活上の世話等の生活、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
  - イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
  - エ 入居者や他の入居者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
  - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
  - カ 入居者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。  
ユニット型施設については本人の希望に基づき適切な入浴の機会を提供する。  
また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
  - キ 栄養、入居者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
  - ク 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入居者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入居者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用)

第7条 介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とその他の費用とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。費用の額の変更に関しては、予め利用者又は家族に対して説明を行い、同意を得るものとする。

- |            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 食費     | 1日当たり1,568円<br>(朝食418円 昼食580円 夕食570円) |
| (2) 居住費    | 1日当たり2,250円                           |
| (3) 貴重品管理料 | 1か月当たり600円                            |
| (4) 日常生活費  |                                       |
| おやつ代       | 1回200円(希望者)                           |
| 理美容代       | 1回1,600円～(カット)                        |
| 行事費        | 実費(外出に伴う費用)                           |
| コピー代       | 1回10円(1枚、白黒、片面)                       |
| 電気製品使用料    | 別表のとおり                                |

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 入居者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いに注意すること
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の

必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は事業者の代表者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年8月1日一部改正（利用者負担割合2割を追加）
- 3 平成30年9月14日一部改正（利用者負担割合3割を追加）。ただし、平成30年8月1日に遡って施行する。
- 4 この規定は、令和元年10月1日一部改正（利用料その他の費用の額の変更）
- 5 令和3年9月1日一部改正（利用料その他の費用の額の記載、別表の改正）
- 6 令和4年4月1日一部改正（食費及び居住費の額の変更、虐待防止に関する規定の追加）
- 7 令和5年5月1日一部改正（おやつ代の追加）

別表（第7条関係）

電化製品持ち込み使用料金表

家電種類	持ち込み料金(1個／月)
電動車椅子充電器	1,500円
電気ヒーター	1,500円
加・除湿器	1,500円
空気清浄器	1,500円
冷蔵庫	900円
電気ポット	900円
電子レンジ	900円
電気毛布	900円
電気あんか	900円
テレビ	300円
パソコン	300円
CD／カセットデッキ／ラジオ	300円
携帯電話充電器	300円